

2026年3月

THOMSON REUTERS【A3794】

(Thomson Reuters Corporation)

を保有されている投資家の皆様へ
—資本の払戻し、及び株式併合のお知らせ—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、THOMSON REUTERSの資本の払戻し、及び株式併合につきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2026年5月4日
2. 現地支払開始日 : 未定
3. 資本の払戻し単価 : 権利付1株あたり、1.36米ドル
4. 株式併合比率 : 未定
5. 主な実施条件 : ・2026年4月28日開催予定の株主総会における承認
・現地裁判所の承認
6. 選択肢について : カナダ居住者以外の株主は、資本の払戻しが源泉徴収課税の対象となる可能性がある為、現地では以下の2つの選択肢が提示されています。
選択肢①:
 - ・資本の払戻しの支払いは行われません。
 - ・保有残高に変更は生じません。
選択肢②:
 - ・資本の払戻しの支払いが行われます。
(現地、及び国内源泉徴収課税の対象となる可能性があります。)
 - ・保有残高は、株式併合により減少します。
7. 弊社取扱 : 上記第6項の選択肢②は、国内源泉徴収金額の算出が困難な為、取扱不可とさせていただきます。従いまして、弊社におきましては、上記第6項の選択肢①のお取扱いとさせていただきます。
8. その他 : ・銘柄コード、保有残高ともに変更はありません。
・現地証券コードのみ変更となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社